

3 給与支払報告書提出後の訂正について

(1) 給与支払報告書の内容に誤りがあった場合

訂正後の給与支払報告書を作成し、摘要欄に「訂正分」と朱書きして再提出ください。

(2) 納付方法が変更となる場合

「給与所得者異動届出書」または「普通徴収から給与所得に係る特別徴収への切り替え申請書」を提出することで変更になります。給与支払報告書での変更はできませんのでご了承ください。

様式は福島市ホームページよりダウンロード可能です。

①退職・転勤などの異動で 普通徴収または別の給与支払者から特別徴収になる方

⇒「給与所得者異動届出書」をご提出ください。

②採用や再雇用などで 新たに特別徴収になる方

⇒「普通徴収から給与所得に係る特別徴収への切り替え申請書」をご提出ください。

提出期限：令和6年4月15日(月)

※ 提出期限以降に提出された場合、令和6年度当初(5月中旬頃)送付の特別徴収税額通知書に反映されませんので、ご了承ください。

4 その他

(1) 電子申告について

給与支払報告書においては前々年の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合は、エルタックスまたは光ディスク等による提出が義務となります。

エルタックスを利用した電子申告の場合、インターネットを通じてオフィスから手続きが可能です。

令和6年度よりエルタックスにより特別徴収税額通知(特別徴収義務者用、納税義務者用)を受け取ることが可能になります。事務の効率化につながりますので、ぜひご利用ください。

エルタックスの詳細と新規利用手続きは、下記サイトをご覧ください。

※eLTAX(エルタックス)地方税ポータルシステム

ホームページ URL:<https://www.eltax.lta.go.jp>



(2) マイナンバー制度施行に伴うお知らせ

特別徴収義務者(事業主)が納税義務者(従業員)の個人番号を収集することについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第6条において定められています。

下記各様式にマイナンバー及び法人番号を漏れなく記載いただきますようお願いいたします。

- ◆給与支払報告書(総括表・個人別明細書)
- ◆給与所得者異動届出書
- ◆市民税・県民税特別徴収に係る納期特例申請書
- ◆退職所得等の分離課税に係る納入申告書

給与支払報告書の提出先・お問い合わせ

〒960-8601 福島市五老内町3番1号(2階)

担当:福島市役所 財務部 市民税課 市民税第一係

電話:024-535-1111(代表)内線 2426~2428 024-525-3791(直通)

福島市ホームページアドレス:<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>



令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出と作成について

1 給与支払報告書の提出について

(1) 作成対象者

令和5年中に支払われた給与がある方(令和5年中の退職者や、短期雇用・アルバイト・パート等の方を含む)

※支払給与総額が30万円以下でも大切な課税資料になりますので、提出のご協力をお願いいたします。

(2) 提出先

給与の支払を受けている方が令和6年1月1日現在 住民登録をしている市区町村(または実際にお住まいの市区町村)にご提出ください。

(3) 提出期限

令和6年1月31日(水)

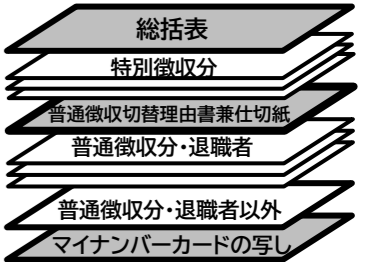
※提出期間は窓口が大変混み合いますので、郵送にて1月15日(月)頃までの早期提出にご協力をお願いいたします。

(4) 提出書類

下記の書類を【イメージ】のように並べてご提出ください。

- ①「給与支払報告書(総括表)」1枚 ⇒本チラシ3ページ参照
- ②「給与支払報告書(個人別明細書)」1人につき1枚 ⇒本チラシ2ページ参照
- ③「普通徴収切替理由書兼仕切紙」⇒詳しくは原本に記載しております。
- ④ 個人事業主様のマイナンバーカードの写し(個人事業主様のみ)

【イメージ】



2 「給与支払報告書」の作成と注意点について

- 福島市への報告者がいない場合、総括表の報告人員の合計欄に「0」と記載のうえご提出ください。
- 従業員(パート、アルバイト、役員を含む)にかかる個人住民税は特別徴収(給料天引き)を行っていただくことになっています。
- 普通徴収切替理由書兼仕切紙に示しているa~fの理由に該当する場合にのみ、普通徴収(本人納付)とすることが可能です。
※理由の記載がない等により納付方法の判断がつかないときは、特別徴収とさせていただきます。
※エルタックスまたは光ディスク等で給与支払報告書を提出される場合も、普通徴収切替理由書を添付していただくか、個人別明細書の摘要欄に普通徴収の理由(a~f)をご記載願います。
- 乙欄に○がついているものについては普通徴収とさせていただきます。
- 退職される方も、再雇用等のために特別徴収を継続することが確定している場合は、退職年月日を空欄にし、特別徴収分としてご提出ください。

給与支払報告書の記載方法



給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

6

給与支払報告書(個人別明細書)

令和6年1月1日現在の住民登録地の住所または生活の本拠地とする住所(退職については退職時の住所)

別 除整理番号

支給を受ける者 住 福島市五老内町3番1号

受給者番号 1129

個人番号 111111111111

係長

氏名(フリガナ) フクシマ イチロウ

氏名 福島 一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収
給与・賞与	6,000,000	4,360,000	1,705,000	

(源泉)控除対象配偶者の有無等

控除の種類	配偶者(特別)	老人	特定	老人	その他	数
有	○	○	○	○	○	1
従	○	○	○	○	○	1

社会保障料等の金額 345,000

生命保険料の控除額 120,000

地産保険料の控除額

住宅借入金等特別控除の額 168,000

(摘要)

前職 うつくしま有限会社 R5.4.30退職
給与 1,500,000円 社会保険料 86,250円 源泉徴収税額 38,070円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新国民年金保険料の金額	旧国民年金保険料の金額
		110,000	90,000		100,000

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除可能額
	1	26/6/27	住	189,800			

(源泉)控除配偶者

氏名	個人番号	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
福島 花子	222222222222			
福島 シノブ	333333333333			

16歳未満の扶養親族

氏名	個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
福島 小太郎	555555555555	

★

中途就 退職 受給者生年月日

就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日

○ 5 5 1 昭和 52 4 10

個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (右詰で記載してください。)

住所(居所)又は所在地 福島市五老内町1-1

氏名又は名称 ふくのしま株式会社 (電話) 024-555-1111

扶養親族人数の記載もれと、年齢要件にご注意ください。また、扶養者氏名と一致しているか確認してください。
※控除対象扶養親族の数・扶養親族氏名の記載がもれると、正しく控除が受けられない場合があります。

扶養控除	年齢要件(生年月日)
特定扶養親族	19~22歳 (H13.1.2~H17.1.1)
老人扶養親族	70歳以上 (S29.1.1以前生)
一般扶養親族	16~18歳 (H17.1.2~H20.1.1) 23~69歳 (S29.1.2~H13.1.1)
年少扶養親族	16歳未満 (H20.1.2以降生)

同一生計配偶者※1(控除対象配偶者を除く)は「氏名(同配)」と記載してください。

退職所得を有する配偶者・扶養親族等※2を市県民税では控除対象とする場合、「(退)氏名」と必要事項を記載してください。

【重要】前職分(他事業所分)を含んで報告している場合、前職分を例のとおり記載してください。

個人別明細書の摘要欄に前職分(他事業所分)の記載が無く、他事業所から報告があった場合は合計した収入で課税されます。

※給与所得者、被扶養者の氏名・フリガナ・マイナンバー・生年月日は正確にご記載ください。

※給与支払者の所在地・氏名又は名称・法人番号又は個人事業主様のマイナンバー・連絡先を記載してください。

※1 「同一生計配偶者」について

平成31年度課税分(平成30年分所得)から、扶養主の合計所得が1,000万円を超える場合は配偶者控除・配偶者特別控除ができなくなりましたが、そのような方の個人別明細書の摘要欄に配偶者(=同一生計配偶者)氏名と(同配)の記載をお願いしております。(障害者控除の対象となる同一生計配偶者は、必ず記載することになっております。)

※2 退職所得を有する配偶者・扶養親族等で、市・県民税の扶養控除等は適用できる場合の記載について

令和6年度課税分(令和5年分所得)より、退職所得を有する配偶者・扶養親族等でも、退職所得を除いた所得が扶養控除等の適用範囲の場合、以下の事項を摘要欄に記載することで、市・県民税では控除対象とすることができます。

配偶者控除・扶養控除を適用する場合	配偶者特別控除を適用する場合
(退)控除対象者氏名	(退)配偶者氏名
扶養区分: 控配・老配・特定・老人(同)または老人(別)・その他	「配特」と記載
障害: 普障・特障(同)または特障(別) ※被扶養者が該当する場合のみ記載	見込み合計所得(退職所得を除く金額)
ひとり親・寡婦: どちらか記載 ※扶養主が該当する場合のみ記載	
非居住: 「非居住」と記載 ※被扶養者が該当する場合のみ記載	
「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に被扶養者の個人番号を記載(2ページの★部分)	

福島市様式の給与支払報告書(総括表)の記載例

6

給与支払報告書(総括表)

福島市長 令和6年1月13日提出

事業所番号(指定番号) 9111111

法人番号または個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 1	事業種目	小売業
フリガナ	フクノシマカブシキカイシャ	受給者総人員	330人
フリガナ	ふくのしま株式会社	特別徴収	A 270人
登記上の所在地	〒960-1234 福島市五老内町1-1	f 退職者	10人
送付先	〒960-0011 福島市栄町3	B 退職者以外	30人
連絡者の氏名所属課係名電話番号等	人事部給与係 桃井 りんたろう 電話番号 024-535-1111	普通徴収	30人
委託先・関与税理士氏名	ももりん会計事務所 林 桃太郎 電話番号 024-555-2222	合計	310人

法人番号(個人事業主は個人番号)を記載してください。

変更箇所は朱書訂正してください。

送付先がある場合は、送付先を記載してください。

個人事業主の方で、印字されている名称が屋号の場合は個人事業主様の氏名、所在地が住民登録地以外の場合、住民登録地を追記してください。

「福島市への報告人員」欄は、特別徴収・普通徴収・退職者、普通徴収・退職者以外の各区分に該当する人数(個人別明細書の枚数)を「普通徴収切替理由書兼仕切紙」に記載してください。

報告内容を問い合わせる際の連絡先を記載してください。また、委託会計事務所等があれば記載してください。

【重要】自社様式等の個人市・県民税の納付方法の記載欄が無い様式をお使いになる場合は、右記のとおり記載いただくか、福島市様式の総括表・普通徴収切替理由書兼仕切紙も作成し、あわせて提出してください。

受給者総人員	330人
報告人員	特270 普退職10 普退職以外30